

相談支援事業者の標準事務処理概要（案）

- 目次 -


< 介護給付・訓練等給付事務の流れ >

No	大項目	中項目
1	相談受付・利用者情報管理	
2	契約	
3	サービス利用計画作成費請求	
4	サービス利用計画作成費受領	


凡例


 ... 処理


 ... 手作業

 ... データベース

 ... データ

 ... 当該システムから出力され
た帳票

 ... 他のシステムから出力され
た帳票及び添付書類等

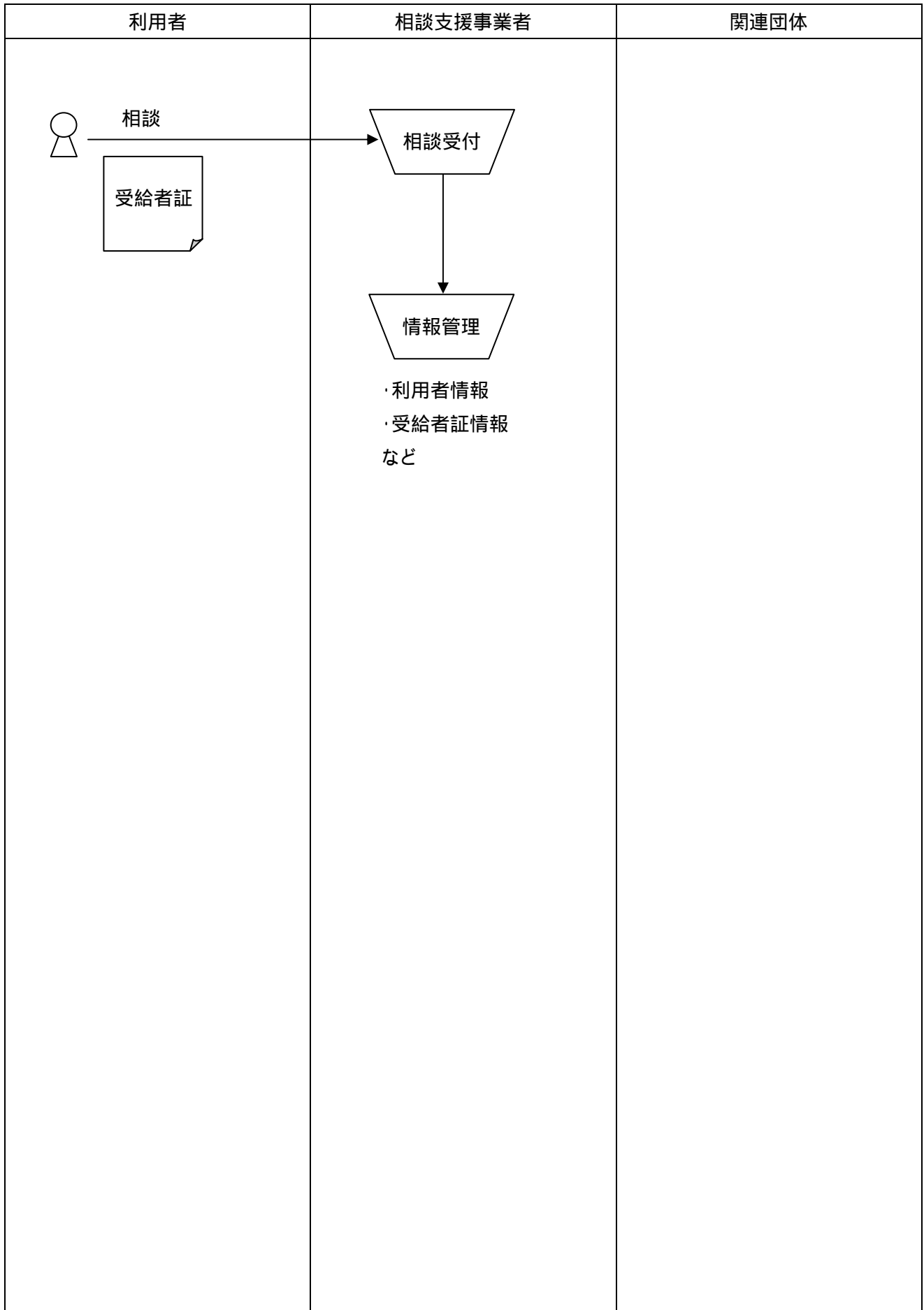
 ... 参照

No	大項目	中項目
1	相談受付・利用者情報管理	

利用者	相談支援事業者	関連団体
1 相談を行う。	2 相談を受ける。 3 利用者の各種情報を管理する。	

備考

1. 相談受付・利用者情報管理



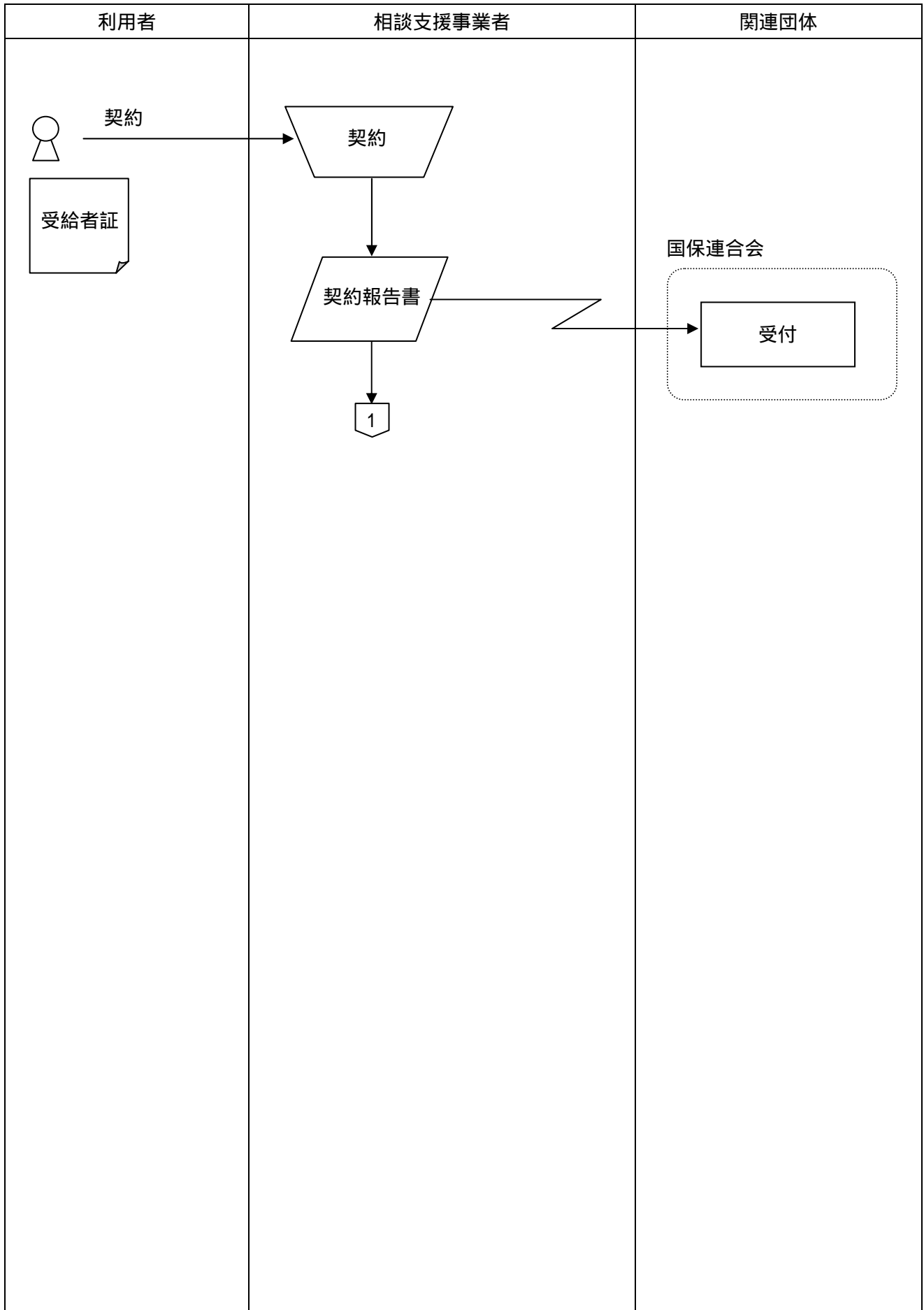
No	大項目	中項目
2	契約	

利用者	相談支援事業者	関連団体
1 相談支援事業者と契約する。	2 契約内容報告書を作成する。 3 契約内容報告書を国保連合会に送付する。(1)。	4 契約内容報告を受け付ける。 [国保連合会]

備考

1 : 基本はインターネットを利用して送信するが、インターネットが回線トラブル等で利用不可の場合には、磁気媒体で送付する。

2. 契約



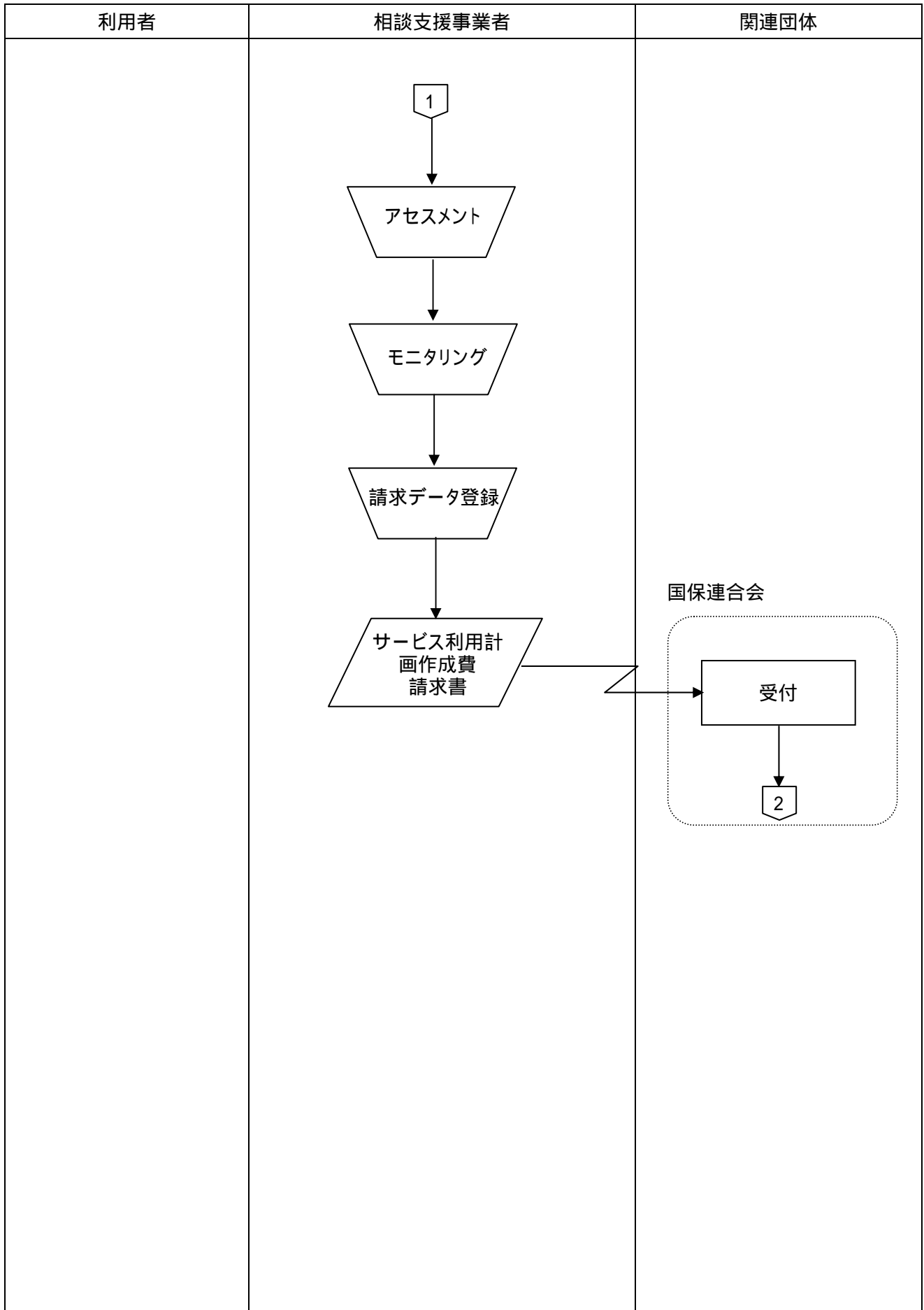
No	大項目	中項目
3	サービス利用計画作成費請求	

利用者	相談支援事業者	関連団体
	<p>1 アセスメントを行う。</p> <p>2 モニタリングなどを行い、必要であればサービス計画の見直しを行う。</p> <p>3 サービス利用計画作成費の請求データを登録する。</p> <p>4 サービス利用計画作成費の請求データを送付する。(1 X 2)</p>	<p>5 請求を受け付ける。 [国保連合会]</p>

備考

- 1 : 基本はインターネットを利用して送信するが、インターネットが回線トラブル等で利用不可の場合には、磁気媒体で送付する。
- 2 : サービス提供の翌月1日～10日に送付する。

3. サービス利用計画作成費請求



No	大項目	中項目
4	サービス利用計画作成費受領	

利用者	相談支援事業者	関連団体
		<p>1 サービス利用計画作成費請求書、明細書を点検する。 [国保連合会]</p> <p>2 市町村にて審査を行う。 [市町村]</p> <p>3 相談支援事業者へ返戻関係帳票を送付する。(1) [国保連合会]</p> <p>4 相談支援事業者へ支払い関係帳票を送付する。 [国保連合会]</p> <p>5 報酬の支払処理が行われる。 [国保連合会]</p>

備考

1 : 基本はインターネットを利用して送信するが、インターネットが回線トラブル等で利用不可の場合には、紙帳票で送付する。

4. サービス利用計画作成費受領

